

## 問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 花光・塩苅（1 関係）

Tel : 03-5253-8111 (43-567) 03-5253-8631 (直通)

検査測度課 藤田（2・3 関係）

Tel : 03-5253-8111 (44-173) 03-5253-8639 (直通)

平成 27 年 9 月 25 日

国土交通省海事局安全政策課

検査測度課

## 国際海事機関（IMO）第 2 回貨物運送小委員会（CCC2）の開催結果

## 概要

- ・ メタノール／エタノール，燃料電池及び低引火点燃料油を使用する船舶に関する特別の安全要件を検討
- ・ 液化水素を運搬する際の要件を「国際液化ガス運送規則（IGC コード）」に関連する暫定勧告とするための作業を開始（2016 年作業終了目標）
- ・ ボーキサイト及び石炭の液状化に関する安全要件の検討を開始

9 月 14 日から 18 日までの間，英国ロンドンの国際海事機関（IMO）本部において，第 2 回貨物運送小委員会（CCC2）が開催されました。

我が国からは，国土交通省，在英国日本国大使館，（国研）海上技術安全研究所，その他海事関係の機関・団体から成る代表団が出席し，我が国意見の反映などに努めました。今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。

#### 1. メタノール／エタノール，燃料電池及び低引火点燃料油を使用する船舶に関する技術的事項の検討

##### （1）経緯

2015 年 6 月の第 95 回海上安全委員会（MSC95）で採択された「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード（IGF コード）」では，天然ガスを燃料として使用する船舶の安全要件が定められておりますが，メタノール／エタノール，燃料電池及び低引火点燃料油を使用する船舶についても，特別の安全基準が必要ではないかとの観点から，昨年 9 月に開催された CCC1 において通信部会（コレスポンスグループ（CG））が設置され，これらの船舶に係る IGF コードの追加要件等について検討が行われてきました。今次会合では，CG の検討結果を踏まえつつ，更なる検討が行われました。

##### （2）審議結果

メタノール／エタノール，燃料電池及び低引火点燃料油を使用する船舶に関しては，来年開催予定の CCC3 において，その安全要件の義務化の是非について

検討が行われることとなりました。

## 2. 液化水素運搬船の安全基準を作成するための作業

### (1) 経緯

2014年12月のMSC94において、「液化水素運搬船の安全基準の検討」を開始することが承認されたため、今次会合において我が国は、オーストラリアと共同で、液化水素を運送するための要件をIGCコードに関連する暫定勧告案として作成し、提案しました。

### (2) 審議結果

液化水素を運送するための暫定勧告案を作成するため、我が国をコーディネーターとするCGにおいて具体的な検討を開始し、CCC3に報告することとなりました。

## 3. ボーキサイト及び石炭の液状化に関する安全要件の検討

### (1) 経緯

#### ・ ボーキサイト

2015年1月2日に発生したバハマ船籍のばら積み貨物船“BULK JUPITER”

(46,400DWT)の沈没事故について、調査の結果、事故の原因が積載していたボーキサイトの液状化による可能性が高いことが判りました。このためバハマから、現行のIMSBCコード<sup>※</sup>上では液状化の恐れのない貨物とされているボーキサイトを、液状化の恐れのある貨物として取り扱うことが提案されました。

#### ・ 石炭

液状化の恐れのある石炭について、オーストラリアから、新たな運送許容水分値の決定方法及び粒径に基づく判定基準をIMSBCコードに取り入れることが提案されました。

### (2) 審議結果

ボーキサイト及び石炭の液状化危険性及び安全要件について、詳細な技術的事項を検討することが必要とされたため、我が国をコーディネーターとするCGが設置され、具体的な検討を開始することとなりました。

※「国際固体ばら積み運送規則（IMSBCコード）」は、SOLAS条約に基づいた船舶による固体ばら積み貨物の輸送に関する規則であり、個々の貨物毎に、液状化の恐れや化学的危険性等を勘案し、運送要件を規定しています。

以 上